

第5回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム

日時 平成29年1月12日(木)

15:00～17:00

場所 「会議するなら」新橋8階会議室8E

議題

公認心理師カリキュラム等について

出席者(50音順)

奥村構成員、川畑構成員、北村構成員、黒木構成員、沢宮構成員、田崎構成員、
丹野構成員、中嶋構成員、中根構成員、増沢構成員代理(中垣氏)、増田構成員、
宮脇構成員、吉川構成員

○北村座長 定刻になりましたので、第5回の「公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム」を始めたいと思います。

年の初め、皆様、明けましておめでとうございます。ことしこそは、この公認心理師のシステムをよりよいものにする元年だと思っておりますし、皆様の御協力を得て一方向のベクトルに集約して、よりよい制度になるように、また御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

まず、資料の確認と出席状況を事務のほうからお願いします。

○森公認心理師制度推進室長 事務局でございます。資料の確認をさせていただきます。

資料1、公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームのスケジュール。

資料2、「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」を踏まえたカリキュラムの到達目標（たたき台）。

資料3、大学及び大学院における必要な科目について（検討に当たっての議論の整理）。

資料4、大学及び大学院における必要な科目（たたき台）。

資料5、実務経験について（たたき台）。

資料6、いわゆる現任者について（たたき台）。

資料7、国家試験について（たたき台）。

参考資料1、公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について（案）。

参考資料2、第2回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチームにおける各関係団体・有識者ヒアリング内容のまとめ。

参考資料3、第4回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム（平成28年12月22日）における主な意見（案）。

皆様、資料はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

出欠状況でございますが、本日、増沢構成員の代理として、子どもの虹情報研修センター研修課長、中垣様に御出席をいただいております。

事務局からは以上でございます。

○北村座長 それでは、議事に入りますが、資料1を見ていただいて、事務局からスケジュールを御説明ください。

○松本主査 資料1をごらんください。本日のワーキングチームでは、こちらにあるとおり、カリキュラム等に係るたたき台についての議論、特に資料を見ていただいたらわかると思うのですが、検討事項のほぼ全ての事項について御議論いただきたいと思ひます。

次に、2月22日の次回のワーキングチームでは、試案を提示し、そちらについて御議論いただき、3月以降にその取りまとめ及び検討会への報告をできればと考えております。

以上です。

○北村座長 ありがとうございます。

さっき余分なことを言ったかもしれませんが、本日12日は全般にわたって先生方の御意

見をいただきたい。だから、きょうに限ってはそれほど集約を考えなくて結構です。むしろ言い残したことがないように、拡散は困りますが、こういう観点もあるとか、こういう点もあるとか、そういうことを思う存分、時間は限られていますが、お話しいただきたいと思います。

一月以上、日があきますが、2月22日に何らかの試案を出したいと思います。最初、この案に座長試案と書いてあったのですが、私一人で決めるものでもないので、厚生労働省、文部科学省、あるいは先生方とのメールのやりとり、あるいは業界団体からも御意見があるやに思います。もちろんそれを全部入れるわけではないですが、それを考えて、座長である私が責任はとりますが、みんなで作ったという感じの試案を出したいと思っています。

それを3月に思い切りたたいていただきたいと思っています。そのあたりになると、また集約の方向でお願いしたいとは思いますが、本日に限りまして、時間の制約はありますが、皆さんいろいろな観点から御意見をいただければと思っています。よろしくお願いします。

それでは、資料2、到達目標について。Outcome-based educationですので、公認心理師はこういう能力を身につけている、こういうことができるというアウトカムを書いたものという理解ですが、これについて資料を御説明ください。

○松本主査 お手元の資料2をごらんください。こちらは第3回のワーキングチームでも提示したたたき台を一部修正したもので、前回の第4回のワーキングチームで御用意したものと全く同一のものでございますので、詳細な説明は割愛させていただきますけれども、こちらについて議論いただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○北村座長 説明がないところで御意見をというのも言いにくいのですが、資料2に関して、多少変化があるところはアンダーラインが引いてあります。それを含めても御意見をいただきたいと思っています。

どうぞ。

○奥村構成員 資料2の5番、「心理学における研究」という項目になります。ここには、実証的研究法について概説できると書いてございまして、ここに質的研究や事例研究法、あるいはアクションリサーチといったような手法が少し書かれていないと、あたかも統計的数値だけで処理できる、そういう研究という印象になってしまうのがちょっと心配なので、例えば5-1のところに括弧して、「質的研究、事例研究法、アクションリサーチ等を含む」というふうに付記していただくとか、多少そこら辺は加味していただけたらと思います。

○北村座長 ありがとうございます。

実証的研究というのは何なのでしょう。質的研究がサイエンスでないと言っている人はいないので、質的研究とか、アクションリサーチもそうですし、アクションリサーチとフィールドワークみたいなのは似たようなものですか。全然違いますよね。

○丹野構成員 今回のお話は非常にごもつともで、質的研究とか事例研究も、実証的研究法に入ると思います。ただ、それを全てここに列挙するとまた大変なので、「実証的研究法を幅広く学ぶ」という表現にするとか、あるいはその次の科目の内容、資料4の2ページの④のところに「質的研究等も含む」というふうに入れておいてはいかがでしょうか。

○北村座長 こちらのほうに入れたほうが具体的に教育内容を指定するので、到達目標としたら実証的研究法を知っているという能力ですし、その中に質的研究とかアクションリサーチが入るということを知っているということが大事なのだと思います。ありがとうございます。

ほかに。

○丹野構成員 資料4の2ページ目の④の「心理学研究法」のところが出たついでで、学部のカリキュラムについてのことですけれども、たしか第3回目のワーキングチームで、心理演習の中に実験演習の内容を含めてくださいとお願いしました。北村先生はいいよとおっしゃっていただいたので、心理演習のところに「実験の実施」というのが入るかと思っていたのですけれども、きょう見ますと、入っていない。④の1のところに（実験の実施を含む。）と入れていただいたので、これはありがたいと思いますが。

○北村座長 資料4はもうちょっと後にしませんか。資料2で行きましょう。資料2ではかによろしいでしょうか。

余り蒸し返したくないのですが、1ページ目の4番の臨床心理学の成り立ちというようなこと、あるいは臨床心理学の歴史、概念、理論を概説できるということで、別の考え方も伺いました。外国で言うクリニカルサイコロジーと日本の臨床心理学はちょっと違う面もあるという御意見も聞いた上でですが、やはり法律の附帯事項に「臨床心理」という言葉が載ってしまっていることを踏まえ、いろいろなことがこの単語に含まれていることも知った上で、こう書きたいと思っています。1度議論したことで、これで許してください。

ほかにいかがでしょうか。なければ、次のほうが御意見が多いと思いますので、カリキュラムについて、資料3と4を御説明してから議論を始めたいと思います。

○松本主査 お手元の資料3と資料4、こちらは同時に議論いただければと思いますので、こちらを2つ並べてごらんください。

まず、資料3ですけれども、「大学及び大学院における必要な科目について」ということで、これまでの議論を簡単に整理して、今後の論点も含めて少し簡単に記載しております。大きく分けて、大学の科目、大学院の科目、その他ということで、それぞれ1、2、3と番号を振っております。

1番の「大学における必要な科目について」ですけれども、まず単位数等の規定ということで、これまでに省令では単位数等は定めない、実習科目については時間数の下限を規定するという御意見がありました。一方で、演習科目については時間数を規定するかどうかというのは、少し意見をいただければと思います。

講義及び演習科目ですけれども、こちらは②にありますように、「臨床心理学概論」とか「臨床心理学」という言葉を入れるという案が出されましたけれども、下の3つのポツにあるようなことも踏まえて、少し関係を整理した上で議論していったらどうかと思います。

③ですけれども、公認心理師としての職責、義務、倫理等について学ぶ科目の名称を、当初たたき台では「公認心理師概論」としていまして、今回資料4では「公認心理師の職業倫理」というふうに変えてございますけれども、こちらについても意見をいただければと思います。

続いて、実習科目ですけれども、大学における実習については、②のように主要な5分野に関する施設の見学を中心とした実習ということで、こういった御意見があったかと思っています。また、③ですけれども、大学の实習について、1人の教員が何人まで実習生を担当できるかどうかということについても御意見をいただければと思います。

2つ目、「大学院における必要な科目について」ですけれども、こちらも単位数等については大学と同様でございます。

科目についてですけれども、特に③、科目についての議論が第3回のところではなかなかなかったところですが、「臨床心理学特論」を追加するという案が出されました。これも同様に、下のポツにあるような点を整理する必要があるのではないかと記載させていただきました。

ウにあります実習ですけれども、大学院においては医療機関での実習を必須とすること、そのほかの分野についても2つ程度実習をすることが望ましいという意見がありました。一方で、医療機関以外では実際に対人援助の実践を行うというのは困難ではないかということも記載しております。また、③にあるように、1施設当たりの実習時間というのはどれぐらいが妥当なのかという点についても整理する必要があるかと思っています。④学内相談室については、これまでにあった御意見を簡単に書いてございます。

最後に、3番の「その他」ですけれども、まず1つ目、こちらは資料4にある科目を並べております。こちらは、省令において公認心理師になるために必要な科目を定めることというふうな、こちらのたたき台でして、こちらに書いてあるもの以外の学習を妨げるものではないということを御理解いただければと思います。

②については用語の定義について、これまでの議論で出てきたところで、少し定義がはっきりしないところを2つほど挙げさせていただきました。1つは「アセスメント」という言葉で、公認心理師が行うアセスメントの範囲というのはどのようなものなのかということ。こちらは実際に科目の内容にも影響してくると思います。2つ目は「コンサルテーション」という言葉ですけれども、一般的に医療の世界で使われる意味と、心理の関係者の方で使われる意味が恐らく少し違うのではないかと思いますので、こちらについても、既に医療で使われている意味で使われているという側面がございますので、こちらの言葉についてもどのような言葉にするかという点について、ちょっと意見をいただければと思

います。

資料4ですけれども、こちらは第3回のワーキングチームで配付した資料を一部修正しております。こちらにも修正箇所には、到達目標と同様に下線を引いております。

資料の説明は以上です。

○北村座長 資料4は全部読むということではなくて、話の中で見ていただけたらと思います。今からカリキュラムに関して40分、50分くらい考えてみますが、大きく大学のカリキュラム、大学院のカリキュラム、最後に用語の整理と3つのパートに分けて、全部で四、五十分と思っておりますが、大学における必要な科目についてここに書いてあります。

丹野先生、先ほどのお話をお願いします。

○丹野構成員 大学における必要な科目のアの③の演習科目のところに、第3回目のワーキンググループで実験演習の内容を入れていただきたいということだったので、ここで言う心理演習というのは、ロールプレイングとか、そういう実践の直接の支援についてのことなので難しいかもしれませんので、できれば独立した科目で実験演習というのを入れていただきたいと思っています。三団体案にも心理学基礎実験というのが含まれておりましたし、心理学研究法の中にも今回「実験の実施を含む」というふうに追加していただいたということもあります。

実験演習の内容が具体的にどういうものかというのがつかみにくいという意見がありましたので、ここを少し具体的に述べさせていただくと、行動観察、事例実験法、質問紙実習、尺度構成法などが、直接、公認心理師の実務に役に立つ実験演習かなと思っています。

行動観察というのは、資料4の3ページの⑫心理アセスメントのところにも、行動観察によるアセスメントというのが入っておりますし、幼児とか、言葉がなかなか通じにくいときに行動から観察するというのは非常に重要なスキルですので、そういうもののスキルというのは実験演習で身につけられるのではないかと思います。

それから、事例実験法ですけれども、先ほど事例研究が非常に重要だということですが、事例研究をする際に、実験的な方法で心理療法の効果があるのかを1事例、 $n = 1$ で、検討しながら心理療法を続けて、それが効果があるのかどうか見る。そういうのは特に行動分析とか認知行動療法では非常に重要な方法で、それは実験計画法の原理に基づいて行われているので、これも実験演習で身につけられるスキルではないかと思います。

それから、質問紙実習ですけれども、心理検査では質問紙法がたくさん使われているのですけれども、ただ、質問紙法をマニュアルどおりにやって、単に解釈するというのは非常に危険なことです。やはり自分で質問紙法を体験したり、つくるという実習、調査法の実習というのが必要になってきます。それで質問紙法の効用と限界ということが身につくわけですね。ですから、そういうことから実験演習というのは必要である。

それから、尺度構成法とか、あと警察とか司法などの領域ではポリグラフとか、そういう生理機器なんかを使うこととか、あるいはコンピューターを使った心理療法、介入とかアセスメントも最近是非常に多くなってきているので、そういう機器の扱い方なども実験

演習で必要になるのではないか。ということで、実験演習というのは独立した科目として必要かなと思っていますので、科目として取り上げていただければと思っています。

○北村座長 1つずつ整理していきます。

資料4の4ページの下3行目ですが、「心理演習」に含まれる事項として、5ページの頭に（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）と書いてありますが、この中に実験演習は含まれないので、「実験演習」という項目を立てておけばいいと。

○丹野構成員 そうですね。基礎心理学の中に1つ、「実験演習」という科目を立てていただくとありがたいということです。

○北村座長 今教えていただいた行動観察、事例研究、このあたりはどこでもやると思うのですが、ポリグラフとか質問紙と書いてしまうと、どこの大学も全てやらなければいけないとなると、かえって足かせになるかなと。

○丹野構成員 ポリグラフは、それをしない大学もあるかと思うのですが、質問紙はどこの大学でもやると思うのです。

○北村座長 実験演習を例えば（ア）と（イ）の間か、（イ）と（ウ）の間あたりに書いて、行動観察、事例研究、質問紙、そこまで書くか。何か2つ、3つ書いて、「など」と。

○丹野構成員 5ページの「心理演習」の内容の（ア）と（イ）の間ぐらいでよろしいですか。

○北村座長 そうですね。そう書いておくとよろしいかと思います。

○丹野構成員 「心理演習」の一部として実験演習を行うと。わかりました。

○北村座長 ただ、一般論で、ここに書いたらマストになります。やらないと卒業できないとか、資格にならないので、書くのはいいけれども、書いたためにこんなことを教えないと大学の卒業にならないのだということになると、かえって足かせに。

○丹野構成員 今、実験演習はほとんどの大学で必修ないしは選択になっているので、それは大丈夫だと思います。

○北村座長 今のは一般論です。今からこれも足そうというときは、足したためにかえってハードルというか、公認心理師になりにくくなるのはやめていただきたい。適正なハードルがいいなと思っていますので。

沢宮さん。

○沢宮構成員 ちょっと話の流れを逆行させてしまうかもしれませんが、私は丹野先生のおっしゃった「基礎実験演習」はすごく重要であって、「心理演習」に含めるよりも、独立した科目として立てるようにしたほうが、適切ではないかと思います。

理由は2つございます。第一に、「基礎実験演習」は心理学教育の根幹を支えるもの、いわゆるサイエンティスト・プラクティショナーの礎をつくる科目であるということ。第二は、「心理演習」は、どちらかという臨床寄りの内容が多く含まれていて、少し性質が違うのではないかということ。この2つの理由から、「基礎実験演習」を科目として独立させたほうが望ましいのではないかと考えております。

○北村座長 考えてみますけれども、1 ページ目を見てください。実習演習科目で②「心理演習」、③「心理実習」と書いてあって、「心理実習（80時間以上）」と書いてあります。「心理演習」に関しては最低何時間というのを決めたほうがいいという御意見もあって、今までの大学だと、多くが演習と実習を合わせて何時間とやっているのですね。それで、実習80時間でいいのですかと言ったら、演習という部分もあって、そこで事例研究なんかも演習でやっているのですという解釈をしていたのですが、事例研究もこの演習から外してしまうと、演習をまた100時間だとか書いたときにやることあるのかとかいうか、入れておいてくれたほうがいいのではないのかという話にならないかなと気がしています。

学問的には演習でないとおっしゃるかもしれないのですが、事例研究なんかは演習に入れておいたほうが、演習の時間がふえていいかなという気がするのです。

また考えましょう。

○川畑構成員 私も独立させておいたほうがいいと思います。心理学の基本的なアイデンティティーに係る部分と、全てについての考え方の基本を学ぶという部分ということで。ここの演習に書かれている内容は、大学院で実際にケースを担当していったら意味を持ってくるといような性質の部分が結構多いのですね。なので、学部教育の段階では、むしろそういう基本的な、尺度構成といった内容の演習に時間を割いてよいし、すでに大学ではされていることなので、負担はそれほど多くないのではないかと思います。

○北村座長 今度、大学院と関係するのですが、大学院を卒業して国家試験を通過して資格を取ったら、次の日は、言ってみれば国家資格ですので一人でクライアントに会っていいわけですね。だから、大学院の実習は演習であってはいけない。次の日からある程度ひとり立ちするために、現場をぜひ安全な環境で、指導者が横にいる環境で経験させたいと思うので、大学院の今やっているような演習があるのだったら、それは学部のほうに落としただいて、ペーパーケースとか、事例研究とか、そのほうがいいなと思っているのです。

○丹野構成員 この前、心理実習は各領域を2日ぐらいかけて回るということでした。

○北村座長 だから、実験演習を大学院に持っていくのは。

○丹野構成員 それはないと思います。

○北村座長 という理解でよろしいですか。

○丹野構成員 はい。実験はあくまで大学でやる。

今回、公認心理師法というのができて、これまでは臨床心理士の時代だったわけですが、それとの大きな違いは、学部で心理学を必ず学ぶということが法律に書かれたことです。これはつまり、学部できちっとした科学的な心理学を身につけなさいと。その上で実践を実習できっちりやるということだと思うので、科学的な心理学の基礎というのはキモは実験にあると思うのですね。自分の体を使って身につけるといことなので、やはりここでは独立した科目として「実験演習」を入れていただけると、科目数はふえて大変なのではあるのですけれども、ありがたいと思います。

○北村座長 では、この点に関しては実験演習はどこかに入れるとして、独立した科目にするか、心理演習にするか、もうちょっと議論なり、考えて、どこかに入れようということによろしいですか。

○増田構成員 まず1点目は教育領域ですけれども、今、チーム、学校、いろいろいじめ等がありますので、それを考えますと、教育心理学だけではなくて、学校心理学というものも必要かと思imasので、科目の中に「教育心理学・学校心理学」を入れていただけたらと思います。

○北村座長 何ページのどこですか。

○増田構成員 資料4の16番です。

○北村座長 「教育心理学・学校心理学」。いいと思います。

○増田構成員 それと、2点目ですけれども、今、大学院を出て、公認心理師の資格を取れば、すぐにクライアントさんを持ってケースを担当するということになりますので、そうしますと、大学院教育では実習ももちろん大切ですが、理論と結びつけて身につけるということが非常に重要になってくるだろうと考えています。

そうしますと、7ページですけれども、「大学院における必要な科目に含まれる事項」で、実践科目が「公認心理師実践学」「臨床心理学特論」という2科目というふうにも読み取れます。その下に(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)と書いてありますけれども、それぞれの教育、福祉、医療等々に行った後に、実際に体験と理論を結びつけて考えていく。その中で、クライアントさんに向き合うというのはどういうことなのか、チームの中で支援していくというのはどういうことなのかということを学ぶという意味で、大学院での実践科目を学部と同様に、独立した形で記載していただけると助かります。

以上です。

○北村座長 大学院の話は後にしようかなと思ったのですが、大学と関連するということであれば、まとめて考えましょうか。

大学院は、私はこれを拝見して、1ページ目の実践科目、①「公認心理師実践学」と②「臨床心理学特論」の2つだけでいいのかな、少ないなという気がしました。ところが、7ページに書かれているので、実践の①のほうは大体いいのかなと思ったのですが、②の「臨床心理学特論」は何も書いていないですが、実際に何を教えていらっしゃるのですか。

○川畑構成員 その前に確認をさせていただきたいのですけれども、単位数は省令で定めることをしないということですか。要するに単位数は各大学で考えればいいということなのでしょう。

○北村座長 はい、そうです。

○川畑構成員 そうすると、この一つの科目を何単位の科目にするかというのも大学の裁量で決めていいということなのですか。

○北村座長 はい。ただ、イメージ感は、学術会議やいろいろなところから提案があって、それぞれ10単位くらいの提案をいただいているような記憶があります。忘れちゃけれど

も。厳格に言えば、今、川畑先生がおっしゃるように、各大学で考えていただいていたということ。ただ、「臨床心理学特論」というのは、先生、何ですか。

○川畑構成員 これは、この学部のほうの「臨床心理学概論」というところにも下線が引いてあったので、どう御説明したらいいのかなと思ったのですが、概論はイントロダクションなので、臨床心理学の歴史の中でどういう理論が提示され、どういう技法が開発されということをおおむねに紹介するというような授業になると思います。

その内容の中には、異常心理学に関する部分、心理アセスメントに関する部分、心理療法、セラピーですね、問題を解決するという部分。それから、もう少しそういう問題ではなくて、自己実現に向けてカウンセリングをするという一般の人に対するアプローチや、地域援助を含むコミュニティーアプローチ、そういったものが大体臨床心理学の範囲に入りますので、それらについてのおおむねの概観を知らせるというのが学部の概論の授業になると思います。

特論は、大学院の授業名に使うのに大体使われている名称なのですが、より大学院レベルの専門・分化した形の内容を伝えるものです。今申し上げた臨床心理学の内容は全て公認心理師の実務に関係してくる重要な根幹に当たる部分なので、それを1科目で全て賄うというのはかなり難しいと思います。

ですので、科目名称を実践学と特論と2つ並べたものについて、私がイメージするのは、「臨床心理学特論」は、今言った概論の各分野のより細かく実践できる形で説明するところが特論になって、実践学のほうは各領域ですね、医療、福祉、教育、司法、産業、という領域に特化した形で、それがどういうふうに応用されるかというところを並列させるかたちで構成されるのではないかと考えます。

○北村座長 7ページの特論のところを、上の実践学と似たような感じで少し書き込めますか。今、一行も書いていないのです。

○川畑構成員 そうですね。これをちょっと整理させていただきたいと思います。例えば、今、実践学の中にこれが両方混在しているのです。心理療法とか認知行動療法というのはむしろ特論のほうに持って行って、スクールカウンセリングとか、保護者、教育支援は実践教育分野という形で、少しこれを整理させていただいたほうがいいかなと思っています。

○北村座長 整理した上で、このあたりが具体的に何をやるものかが、私みたいな素人がわかるようにしていただくとありがたいと思います。

それで、2科目で足りない、3科目、4科目と座学の部分をふやしたいお気持ちもわかるのですが、先の話になりますけれども、2号ルートの大学院と同等の能力といったときに、実践は実習と同等としても、実践科目、座学の部分が2号の人にどうやって課すかというときに、余りにも膨大な量ですと、2号はこういうのを全く知らなくていいのですかという話にもなりそうなので、そこのバランスも難しいです。

○川畑構成員 前回、おおむねのボリューム感として、大学院は20単位ぐらいかなというお話になったのではないかと思うので、私としてはそういうイメージでつかんでいたの

すが、省令で単位数を規定しないとすると、場合によっては本当に2科目4単位で済ませてしまうという危険性も逆に出てくるので、やはり単位数を。

○北村座長 ただ、大学院全体の単位数というのは決まっていますよね。

○川畑構成員 そうですね。

○北村座長 だから、大学院を卒業するためには、それ以外に何かとらないといけないので。

○川畑構成員 そうすると、心理師教育と余り関係のない大学院の内容でも資格が取れてしまうということが出てくるのでは。

○北村座長 最低限これだけ、例えば4単位として、イメージとして10足す10を考えていますけれども、4足す4でやったとして、学生はそれについてくるだろうか。ほかの講義をやって、自分は公認心理師を目指しているのに、全然違うことをやりたがるかという、むしろ心理に関係することを開講してほしいと願うので、そうとんでもないことにはいかないのではないか。ただ、ここに書き込んでしまうとマストになってしまうので、余り書き込んでしまうと、さっき言ったような2号ルートに足かせになるかもしれない。

○川畑構成員 20単位というのは10単位、10単位ですので、5科目・5科目、10科目ぐらいですね。これを今大学院教育でしている上でかなり少ない数なので、私はこれをマストにできないとなると、ちょっと質的には低過ぎないでしょうかと。

○北村座長 だから、感覚的にはそのぐらいのイメージではいますが、単位数に関しては10足す10でお願いしますとは書けないのですね。ある意味、大学の自治ですから。

○川畑構成員 そうすると、内容でこういう内容をということをきっちり書いて、それを満たすようにということを中心に盛り込む必要があるかなと思います。

○北村座長 これを普通にやれば、20単位相当の時間はかかるよねみたいな感じです。

○増田構成員 学部教育と大学院教育の関係で考えると、学部教育で心理学をしっかりと学んで、公認心理師になりたいという学生さんが大学院に来るだろうと思います。その前提で考えると、今までの流れでいくと、学部教育で60単位がマストになっている。その中では、やはり公認心理師は受けたくないという学生さんも多分いるだろうと思います。しかし、大学院教育は公認心理師になりたいと思って入ってくるわけですから、その中で言いますと、実践科目を大学に任せるのではなくて、ある程度大学院のほうがマストにしたほうが、より力はつくのかなという気はいたします。

○北村座長 大丈夫かなと。やはり各大学の自由度を残しておいたほうがいいかなと。要するにどういう高さにするかは別ですけども、大学院教育を余りがちがちにしないほうが大学院の個性も出せるし、学生のレベルで自由にもっと実習を伸ばす大学院があってもいいし、あるいはそうではなくて、国家試験対策も多少はやるところもあってもいいし、自由度が高いほうがよろしいのではないですかという気はします。

そこのバランスをお考えいただきたい。

○川畑構成員 これはちょっと私の感覚では考えにくい御発言かなと。公認心理師がクラ

クライアント、つまりいろいろな支援が必要な人に対して一定の知見と技術を持って臨むために、国家資格ができたときに、大学院でこそまさにその中核の部分の知識、技術を教えるというときに、その部分が2科目でも済ませられるという形でいいのかと。もしかしたらその分、試験準備のために費やす大学院なんかが出てくるということを許すという制度をつくるのは、これはどういう趣旨になるのでしょうか。

○北村座長 中嶋先生、何かおっしゃいますか。

○中嶋構成員 基本的に北村座長の意見に賛成です。賛成の理由は、現在ある臨床心理士の認定の大学院、あるいは専門職大学院等の大学院のプログラムの自由度をこういう形で書き込んでおけば保障できるという意味合いで、こういう書きぶりではないかと思っています。

これは何も教育を下げるというわけではなく、教育は当然大学院は高いわけですから、中身は大学院それぞれに自由度があるべきだと思いますので、逆にこれを教えなければいけないと大学院のプログラムで書き込むことは要らないのではないかと思っています。

○北村座長 どうぞ。

○吉川構成員 大学院で20単位というふうに言っていただきましたので、その20単位でしっかりと公認心理師の実践学と臨床心理学特論、心理実践演習ができるものというふうに考えてこの場に参って、今ちょっと驚いております。

知識を伝授するのが座学ではなく、臨床心理学の場合は実践しているその実践家から、人格を持ってクライアントさんに向き合っているわけですよね。その人が教えるということに意味がありますので、やはり1年間を通して4単位を考えてじっくり実践学を学ぶ。あるいは臨床心理学の特論をどう実践に生かしていくか、その基本的な姿勢を学ぶというふうな学びを、本来、心理臨床家のほうは重視しています。ただ単に知識を伝授する学びではない。そういう意味合いで20単位の重みは非常に重いと思っておりますので、御再考をぜひお願いしたいと思います。

○北村座長 どうぞ。

○川畑構成員 それと、もう一つは今の中嶋先生のお話ですけれども、現在の臨床心理士教育の自由度を持たせるためにという議論は、私はちょっとよく理解できないのです。そもそも公認心理師というのは、臨床心理学の知見を土台にして、その上に附帯決議もついていて、そしてこの臨床心理士教育の実績の上に積み上がったものをよりよいものに生かしていくという形で行っていかねばいけないと私は思っていますし、臨大協はそのような方向を考えています。

その上で、今ここで20時間というのは、最低ではありますけれども、現在の臨床心理士教育をしている立場からすれば、全く問題ない。それで自由度が奪われるというものでは全くない。むしろ、このぐらいをしていただかなかつたら、今まで積み上げたものが全部崩れますよという、そのぐらいの危機感を持ちます。

○北村座長 座学はふやすことはなくて、むしろ実習をふやしてほしい。実習というのは、

クライアントさんに会っている時間だけをカウントするのではなくて、当然、その準備の時間も、会った後の振り返りのディスカッションも含まれるわけで、今、吉川先生がおっしゃったようなところも当然含まれるわけで、それを実習としてカウントすると、結構な部分、実習が入ると思うのです。その中で、座学のいわゆる教科書的な、教科書を読むとか、そんなわけでもないでしょうけれども、座学が余り多くないほうがいいのではないかという気がするのですけれども、御意見はありますか。

丹野先生、いかがですか。

○丹野構成員 座学を大学院に入れるというのは、学術会議の提案では、学部で知識、大学院で実践ということで、これはつまり2号受験者の不利にならないようにということで、そういう分業になったわけです。逆に言うと、2号受験者が病院なりの実習で3年間やることを大学院の特論とかで学ぶ分には全然問題ないのではないかと思うのです。提案から少し変わるかもしれませんが、ですので、特論の内容も、知識ではなくて、知識と実践を結びつけるとかそういうところであれば、特論の中に入れても全然問題ないし、2号受験者からのクレームもそんなにつかないのではないかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○北村座長 では、この話はその先に行くとして、川畑先生、2科目にこだわらないですけれども、3科目でも4科目でもいいですけれども、いわゆる大学院の実践科目の中身をちょっと整理していただけますか。

○川畑構成員 はい。

○北村座長 特論にもちゃんとこういうことを教えるとか、そういうものを整理していただけるとありがたいと思います。

○吉川構成員 臨床心理学特論、あるいは臨床心理学概論ですが、もちろん川畑先生のお知恵もかりるといって、多くの心理専門職が所属する学会として心理臨床学会がごさいますので、学会の当該の委員会のスタッフがそれを練り上げていくというプロセスを大事にさせていただいていいのではないかと思います。川畑先生もそのカリキュラムの委員の一人でごさいますので、心理臨床学会の委員会のほうでというふうに。

○北村座長 ぜひお願いします。

では、違う話題で。

○中嶋構成員 ささいなことなのですが、⑩「産業心理学」を「産業・組織心理学」という形にいただければと思います。「健康・医療心理学」あるいは「社会・集団心理学」と同じように、「産業・組織心理学」というふうにいただいたほうがなじむかと思えます。

○丹野構成員 一般的にも「産業・組織心理学」となっています。

○沢宮構成員 学会名もそうなっています。

○北村座長 わかりました。

○奥村構成員 ⑪の「障害児（者）心理学」に含まれる事項の書き方というか、言葉なの

ですけれども、障害のある当事者の気持ちを若干忖度させていただきますと、「心理的特徴」の「特徴」という言葉は彼らにとってはかなりつらいのではないかと思います。ですので、「心理社会的課題や必要な支援」という形に書きかえていただいたほうがいいかと思います。高齢者に関しても同じです。

○北村座長 課題ですね。「害」は漢字でいいですか。ひらがなにするとところもあるやに思いますけれども、それはいいですね。では、「害」は漢字で、2番と3番の「心理的特徴」は「心理的課題」ということです。

どうぞ。

○川畑構成員 幾つかあるのですが、1つは「応用心理学」は「臨床心理学」に変えていただくことになっていたかと思うのですが、また「応用心理学」に戻っているのはどういう。

○北村座長 1ページ目ですね。臨床心理学との関係を勉強したのですが、応用心理学をおっしゃる方は、応用心理学とイコールではなくて、応用心理学の大きな部分として臨床心理学があるので、ここを「臨床心理学」に変えてしまうと、吹っ飛ぶ部分があるのだということで、「応用心理学」をこのところには残させていただいているという案です。

○川畑構成員 もしそうだとすると、「応用心理学」にすると、今度は逆に実践を含まない研究だけの心理学ととられてしまう危険性もあるので、例えば「臨床応用心理学」、「応用・臨床心理学」、あるいは少なくとも「実践」という言葉を何か入れていただくようなことがいいのではないかと思います。これは意見として申し上げます。

○北村座長 何かいい言葉はありますか。

○丹野構成員 実際には、一般的な学問体系で言うと、サイコロジーの中にベーシックサイコロジーとプロフェッショナルサイコロジーというのがあって、それがこの5領域科目を含むと思うのです。プロフェッショナルサイコロジーというのは、日本語に訳した場合はどういうふうにするか。例えば「職能心理学」、「実践心理学」、そういう呼び方が割と一般的かなと思います。場合によってはアプライドサイコロジー、「応用心理学」という場合もありますが、ここは「実践心理学」でいいのかなという気はするのです。欧米では大体そういうふうになっています。

クリニカルサイコロジーは医学領域、病院のベッドサイドという意味で使っているようで、アメリカとかイギリスはクリニカルサイコロジーは特に精神科領域で、心身医学なんかはヘルスサイコロジー、健康心理学というふうに、細分化されている。なので、大きな意味では「実践心理学」というラベルがいいのかなという気もするのですけれども、いかがでしょうか。

○北村座長 いかがでしょうか。

○川畑構成員 その辺が妥協点になるかもしれません。これは臨床心理学の定義にかかわってきて、欧米での臨床心理学というのが比較的精神医療に特化した部分で、健康心理学やカウンセリング心理学とは別に分化しているのに対して、日本の臨床心理学は非常に広

いものを含んでいる。だから、健康な人たちの自己実現とか、あるいは職場のストレスとか、そういうものも全て包括しているので。臨床心理学というタームの使い方という、私の感覚で言えば、日本の臨床心理学という意味の使い方をすれば、ここは「臨床心理学」という呼称で問題ないかなと感じています。

○北村座長 では、妥協で、とりあえずここは「実践心理学」ということに置いておきましょう。

次の話題です。

○田崎構成員 どうしても気になっているのが、実習に関するところです。大学だと23番「心理実習に含まれる事項」です。「5つの分野の施設において」云々というところで、さらに「実習施設の指導者による指導を受ける」という、指導者がここで出てくるわけで、この5つの分野、特に司法・法務・警察、産業・労働です。果たして、実態として産業・労働の領域に心理職の指導者の要件を満たす人が本当にいるのか懸念されます。中央の上場企業は特別としても、ほとんどの企業、事業所は看護職等がメンタルヘルスを対応しているという実状であって、となってくると、果たして、その後にあるような指導者の要件を満たすような人が産業・労働領域にいるのかどうか。その辺もよく見ておく必要があります。5つと書いてしまうと、5つ全部行かなくいけなくなるわけです。たとえ見学であっても。

それから、司法・法務・警察で、私はよくわからないのですけれども、今までの臨床心理等の実習でこういう領域に入っていった実績があるのかどうか。個人情報扱いも含めて、警察は外部の者が入ることは、今までの経験から言って厳しいですね。その辺の話はついているのか。警察庁、法務省等々で大丈夫なのか。警察の中にいる心理職は、多分各警察本部に1人か2人ですね。果たしてそのマンパワーで学生の見学、実習、大学院になるともっともっと業務の中に入っていくわけですが、対応できるかどうかですね。

医療は大丈夫だし、福祉も何とかかなと思います。教育はちょっと難しいところがありますけれども、この司法系と産業系というのが、ここに書いてあるようなことに、大学の見学、もちろん大学院も含めて大丈夫かということが非常に懸念されるのですが、どうなのでしょう。

○北村座長 まず、この中で産業系の方はいらっしゃるのですか。

○川畑構成員 何でもやっています。産業メンタルヘルス研究所というのを大学でしています。

○北村座長 産業の分野で学生の見学。

○川畑構成員 はい。今、産業分野は臨床心理学の中でもすごく注目されて、ストレスチェックが義務化されたりという中で、産業分野で働く臨床心理士が結構ふえている状況で、学会での発表も非常にふえている状況です。EAPという外注のいろいろな相談を提供する会社というのがあちらこちらにできているし、そういったところがいろいろなカウンセリン

グの事業所と提携をしながら産業のことをしているという実態があります。

○田崎構成員 地方にないです。

○川畑構成員 でも、例えばハローワークなんかにも臨床心理士が勤めていたり、ジョブカフェとか、そういういろいろな分野で臨床心理士が活躍するということは出てきますので、可能性から外すということはやめたほうが良いと思います。

実際すぐに全ての大学院でこの実習ができるかという点、それはわかりませんが、今後の可能性として残すべきだし、司法に関して言えば、私の大学院では少年院に実習生を行かせていたこともありますし、見学実習でも鑑別所は必ず行っています。臨床心理分野を牽引してきた一つの分野として司法の矯正分野というのがありますので、臨床心理学とは比較的協力的に場所を提供していただいている。

もちろん、裁判で決定が出るまでのプロセス、鑑別所とか家庭裁判所の段階だと、実際の対象者に会わせるということにはできないですけれども、むしろその後の処遇の段階であれば可能性というのはかなりあると聞いています。

○北村座長 田崎先生の出していただいた、実習できるのかという疑問ですが、実は厚生労働省等との想定問答の中でも一番この話題が出ました。それで、実は答えを持っていません。保健や医療は大丈夫とは思いますが、司法と産業あたりが学生に見学を許すことのインセンティブとか、そういうのも余りないし、実際、場所があるかどうかということなので、どうなるかわかりませんが、座長の個人的意見としては、学部のおきに見ただけでいいですから、こういうところで働くというのを見てほしい。書き込みたい。それに基づき、文科、厚労は教育機会を整備してほしいと思います。

産業で言えばEAPとかそういうものもありますけれども、社会全体として、先ほど言ったメンタルチェックがあったり、電通事件が起こったり、三菱事件が起こったりして、社会は働く人の心の健康を国がしっかり守ってくれることを期待しているはず。だから、産業分野はマストにして、大学が県などの自治体やどこかと協力して教育機会を探し出すというふうにしていただきたいと思っています。

時間がかかるから、例えば経過措置みたいなものがあって、2年間はなくても仕方がないとか何かあってもいいですけれども、ぜひ書き残したいなと思います。

司法分野については、実は私もわかりませんが、今、川畑先生が鑑別所とか少年院を見学できるということであれば、全ての都道府県に鑑別所や少年院がありますので、そういう現場を学部学生が見ただけでいいと思うので、指導者の要項としては、例えば大学から指導者がついていく。現場にその指導者がいなくても、見学のところについていくという形でもいいのではないかと思います。

どうなるかわかりませんが、この5分野ができるという資格ですから、一度も見たことがないというので資格を取るのもいかなものかなと思います。

○宮脇構成員 この5つの分野がマストという感じになると、かなりしんどくて、経過期間中はいいということであっても、この中の幾つかの分野、複数の分野というのはわかる

のですけれども、私も司法のところなんかで鑑別所なんかはよく見学に行っていたのですが、やはりだんだん難しくなってきた、実際に当事者とは会えなくて、建物が見えるぐらいのものになってしまっている、ちょっと難しいのではないかなとか、いろいろ感じます。

もう一つですが、その下に（ア）～（オ）ですけれども、大学の実習先での（ア）とか（イ）というのは、大学生の実習のレベルで心理検査をしたり、心理面接をしたり、地域支援をしたり、あるいは支援計画を作成するというのは、かなり実情に合いにくいというか、大学院になるとこれは必要になってくると思うのですけれども、これはちょっとマストになってきたらとても手が出ない。手が出ないというより、協力してくれる機関をなかなかそれを見つけ出せないですよ。

○北村座長 （ア）～（オ）は、1番の下線のあるところに、「見学等による実習を行い」ということで、見学でもいたしかたないというか、見学オーケーという議論だったと思うので、この（ア）～（オ）は見学とちょっと相いれないものがあると思いますので、整理したいと思います。

5分野をマストにしにくいとすると、水は低きに流れるかなと思うのですが、どうでしょうか。

○中根構成員 教育のほうで一言申し上げておきたいと思うのですけれども、教育のほうも実際に実習ということで、特定のクライアントさんを立てて実習をするというのは難しいだろうなと思います。

今、現場でカウンセラーさんの動きを見てみると、個別の対応がメインになる部分があり、また日常的でないですよ。次は何日の何曜日のいつという感じで、定期的なかかわりになってくるということを見ると、視野を広げるといったような意味で、健康な子供と日常的に接する経験であるとか、あとは集団に接する経験であるとか、そういったものは非常に大事だろうなと思います。健康な子供を知らない健康にできない。逆に悪くしてしまうということもあると思いますので、そうやって考えると、健康な子供と接する経験だとか、集団に接する経験ということで考えると、例えば各市町村でも教育相談室であるとか、教育相談センターなんかもありますので、そういったところに適応指導教室なんかもありますので、適応指導教室のほうは実際に学校になかなか足が向かないということがあるのですけれども、家からどこかに行けるというのは健康な証拠ですので、そういった子供たちと集団で接することで、かなり多くのことが得られるのではないかと思いますし、指導者が実際に資格を持っていない人間であっても、それは集団のかかわりという中でいろいろと助言もできるし、指導もできるといったような感じで、またある一定の期間かかわることも可能になってくるかなと思います。

以上です。

○北村座長 ありがとうございます。

教育に関しては、この一つの施設に行くか、あるいは教育委員会に派遣されて、一人の

カウンセラーの方にくっついて、きょうはA小学校、きょうはB中学校、あしたは何とか小学校というふうに1週間ついて動いて、カウンセラーの人の働きを考え、あるいはカウンセラーの人から、きょうはこの学校、支援学校だとかこういう意図を持ってカウンセラーをするみたいな、施設ではなくてカウンセラーにくっつくみたいなやり方もあるかなと考えていますけれども、教育はぜひお願いしたいなと思います。

産業は絶対大丈夫だと思うのです。産業医の活動ではないにしても、産業保健師とかいっちゃうのです。ただ、地方に行くと大企業がないから、産業医すらいないとか、産業保健師なんて見たことがないということがあるかもしれないです。

○田崎構成員 ただ、これはもう心理職の指導者でなくてもいい形であれば、これは可能です。そういう趣旨であれば、多分受け入れてくれる事業所というのは地方でもあると思います。学校のほうの教員が指導しながら見学するという形であれば、それはできるだろうと。

○北村座長 問題は司法ですね。司法が一番ハードルが高い感じがします。

○増沢構成員代理中垣氏 福祉領域の現状ですが、私も施設勤務をしておりましたので、いろいろな学生の受け入れをしてきましたけれども、保育士さんですとか、社会福祉士さんですとか、ほかの職種も受け入れてくれる施設にたくさん集まってきてしまいます。でするので、実習受け入れの負担は結構大きいので、見学だったらいいけれども、1週間泊まり込みとかで来て、とにかくちゃんと指導してください、日誌も書くし、そこに添削とか書き込みとか評価もしてくださいということで、業務量がそこそこあるものが来ると、公立のところは使命としてやらざるを得ないと感じてくれてはおりますが、民間のところはかなり敬遠するという現状がございます。

施設においてはそんなことで、福祉領域は施設にそうやって行って、実際にお子さんに会ってということはやらせてくれると思いますが、支援計画を立てるところまで、院生レベルの内容になると、指導してくれる職員がちゃんといるかどうかというのは、なかなか厳しいなという気がします。

それと、児童相談所などの事務所系の福祉機関については、見学の受け入れはちゃんとやってくれますけれども、実習受け入れとなると、なかなか面接同席はさせられないので、実は事務補助をやってもらおうかみたいにして、実習に来てもらってコピーをとってもらっています。これは実習になるのかということが起きてくる可能性があるのですが、事務所系の福祉機関ですと、実は受け入れはしますが、本当に事務補助で終わってしまうということも怒りかねないなという心配があります。なので、院生レベルのちゃんと子供を見て、利用者さんの支援計画を立てましようというプランがどれくらい実現できるかというのは、やや福祉領域も怪しいのではないかと考えております。

○北村座長 中嶋先生、病院とセットで福祉も考えられないのですか。

○中嶋構成員 病院のほうでそのような福祉施設を持っているようなところだったら大丈夫だと思うのですが、そういうところばかりではないかなと思います。

○北村座長 どうぞ。

○黒木構成員 これから数年間は公認心理師法が具体化されるまでの過渡期だと思うのです。数年前、心理職の実態調査をしましたときも、一番データが出なかったのは司法・法務・警察領域でありました。というのは、例えば防衛省の調査に正面から行くと、心理職はうちにはいないということになるわけですね。法的な根拠がありませんでしたから、実態がなかなか掴めない。しかし、公認心理師という国家資格になれば、そうした領域にも正式な職名として徐々に定着していくとは思いますが、それにはなお数年を要するので、やはり経過措置は必要だなと思います。

それと、産業労働領域で、川畑先生が先ほどおっしゃったように、EAP、ストレスチェック制度は非常に注目されるのですが、企業の現場ではなくて、そうした業務を請け負う業者や団体が今出てきているわけですね。ですから、産業の現場ではなくて、委託業者でストレスチェック制度を学ぶのもよしとするのかという問題も出てくると思います。

そういうところの見学も実習として認めるかという問題です。

いずれにせよ、過渡的な時期であるということです。

○北村座長 そういうことで、学部の実習に関しては、マストは難しいかもしれないのだけれども、過渡的時間を置いてでも、できるだけそちらの方向に考えています。

次に、大学院の実習をついでに考えたいのですが、これは何カ所くらい行けばいいのか。1カ所だけではまずいので、2カ所あるいは3カ所ぐらいとして、病院、医療機関が1つと、もう一つは学内の相談室でいいのか、学内の相談室も時間的にキャップをかけたほうが、学内の相談室でかなりの部分が終わってしまっても困るので、450時間として、学内は多くても200時間とか150時間以内とか。

それから、学内の相談室も、すばらしいところもあるけれども、相談者が余り来ないところがあるやに聞いているので、その条件とか、そういうのを決めなくていいか。医療系の教育は、指導者もいるし、学生もいるし、設備もいるし、いろいろあるのですが、一番大事なのは、患者さんや相談者がいないところでは絶対教育にならないので、相談者が少ない学内相談室なんかはどうしようという気があるのですが、何か御意見はありますか。

○川畑構成員 これを考えるときに、施設の問題というふうに考える前に、実習の内容の本質を考える必要がある。というのは、心理相談を持ち掛けられて、心理相談をするサービスができる施設は、今日本ではこの学内施設しかないのです。医療に行けば、患者さんは来ますが、それは医療の中で医師が治療をしている、そこに何らかの形でかかわることがあればある。ですけれども、それは心理相談に対して心理相談をするというサービスではないので、これはあくまでも補助的な形になると思います。それは教育の分野でもそうですし、ほかの分野でもそうなので、連携を学ぶという意味では学外実習は非常に重要なわけけれども、心理相談の面接の本質を学ぶという意味では、学内施設が今一番、むらはありますけれども、何とかつくってきた制度だということなのです。

ですので、この実習は心理師の専門性を養成する上ではマストにさせていただく必要があ

る。ただ、むらがあって、それが学内相談室で満たないのであれば、学外でそれと同等の形の実習経験を持つことで充てるという形が一番妥当ではないかと考えます。

○北村座長 どうぞ。

○中嶋構成員 学内と学外のバランスですが、やはり学内よりも学外のほうが時間数が多いという形で一文入れていただいて、学内実習は学外実習の時間を超えないことということで、学外のほうが多いという形にしていただければよろしいかなと思います。

○北村座長 イメージとしては450時間以上ぐらいにして、学内は200時間を上限とするぐらいのイメージにすると、そうなりますね。

○増田構成員 学外と学内のバランスですけれども、学内施設での実習というのが面接をする上でも基本ですから、そこが180時間で、あと医療は必須だと思います。

あと、学外に出す理由は、勉強するというのもそうですけれども、その福祉だとか教育だとか、そこでどういう業務が心理職としてあるのか、今後どういう考えを持っていけばいいのか、その業務そのものも理解するというのも必要だろうと思います。

ですので、学内は180時間で、学外利用が90で、医療、教育等、あと産業、司法も行ければいいのですけれども、90掛ける3の270時間で、450時間というのが実習としては必要だろうと考えます。

○北村座長 大体そんなところでよろしいでしょうか。

○宮脇構成員 私はもちろん学内相談室というのがあったらいいと思うのですが、それをマストにしてしまうと、そこをつくれないと、そしてそこへ来ないと実習できないということになったのでは、一番重要な点が抜けてしまうのではないかと。

だから、学外で多職種の連携もそうですけれども、学外での体験というのは非常に重要で、それを補完するというか、また質的に違うけれども、学内の相談室というのもありだとは思っています。それが時間数が多くてもいいとは思っていますけれども、学内相談室がなかったらいけないというふうになると、かなりややこしいのではないかと。思うのです。

○川畑構成員 それは、学外で面接体験を持たなくても、心理師の資格を持っていいというふうにお考えですか。

○宮脇構成員 学外で面接体験をしないでもオーケーかということですか。

○川畑構成員 はい。

○宮脇構成員 それはオーケーではありません。ただ、多職種連携だけではなくて、私は現場にいて一番大事だなと思ったのは、心理のアプローチがちょっと弱いのです。ワーカーと一緒に組んで初めていろいろなことが学べるような形になってくるのですが、学内相談ということになってくると、なかなかそれは満たされないと思うのです。その辺のところは学内は非常に重要であろうと。学内も非常に重要だと思うのですが、学内をマストにしてしまうと、それこそやれない、学生を育てられないところが出てくるのではないかと。

○北村座長 ちなみに、川畑先生、吉川先生、大学院で学内を持たない大学というのは結

構多いのですか。

○川畑構成員 学内を持たないところは今はないです。

○吉川構成員 いや、2種指定校と放送大学の大学院がございまして、この場合は学外で個別実習を重視しています。

○北村座長 2種指定は何校ぐらいあるのですか。

○吉川構成員 2種指定校は現在10校です。この場合、学外の実習が重視されます。

○北村座長 そうすると、物理的にマストにはできない。

○吉川構成員 はい。

○川畑構成員 学内でできない場合には、学外で同じ性質の実習体験を持つということにしていればいいのではないかと思います。つまり、性質が違うのです。学外実習と学内実習は中身が違うので、先生がおっしゃられたように、アウトリーチが弱いとか、連携が弱いとか、多職種連携の体験をしなければいけない。それは学外実習でないとできないので、それはしなくてははいけない。けども、個別面談の技術を学ぶという技術は、個別面談の技術を体験しないと学べないので、その実習は必ず必要でしょう。それが一番できやすいのが学内施設なのだけれども、もしできなければ、学外でそれをするということちゃんと担保しなければ、専門性を付与できないということを申し上げております。

○北村座長 大体そう思いますけれども。

○宮脇構成員 それはよくわかるのですけれども、学内実習施設がマストということになると、これはちょっと違うだろうなど。

○川畑構成員 学内実習施設の内容がマストだということですか。

○宮脇構成員 そうですね。個別の面接が非常に大事だということは、それはよくわかります。

○北村座長 では、それを担保するシステムはあるのですか。2種校の場合。

○吉川構成員 はい。それは指導としてできます。だから、学内実習、学外実習という呼び方ではない、別の個別の面接体験、スーパービジョンを受けながらというふうな表現にさせていただいたほうがいいのではないかと。実際に附属相談施設というのはそれを提供できる場所ではありますが、マストではないということ。

○北村座長 それで、今御紹介いただいたような時間割としても、マストとしては個別のスーパービジョンと医療機関くらいは、ある期間はマストにして、あとの時間はその大学院の個性に任せるくらいではいかがかなと思います。

○吉川構成員 座長の御発言だと、どうしても施設と実習を結びつけてしまわれるのですが、臨床心理の実習に関しては、一人一人の受験者の実習体験そのものが重要になってくると思います。だからポートフォリオ形式で一人一人の実習体験はこうであったと、それぞれ関係施設、実習施設の長が証明するという形の実習であればよろしいのではないかと。思うのです。

○北村座長 ありがとうございます。それは大丈夫ですか。理想的ですけれども。

○吉川構成員 たとえば附属心理相談室では大丈夫です。

○北村座長 そうしたら、誰かはわかりませんが、例えば何例、何回のインタビュー、スーパーバイズがあり、疾患で言えば、統合失調症、鬱病、双極性障害等を何例ずつとか、そういうような基準を持ってやってもらえると。

○吉川構成員 今、別の尾ひれがついてしまったのですけれども、多様性を求めるのか、深く一人のクライアントさんとずっとつき合うプロセス、それをスーパービジョンでリフレクションしていくプロセスを求めるのかというところを、明確にしていきたいと思います。

○北村座長 どちらでもいいのです。そこにただ20時間いただけというのを避けたい。

○吉川構成員 そうです。

○北村座長 実際にインタビューしたと。深くでもいいし、バラエティーでもいいのですが、20時間を公認心理師としての活動をしたというのが担保できるのならいいのですが、誰もクライアントがいないところにじっと20時間いて、20時間の実習を行いましたというのはペケにしたいので、それが担保できれば、ポートフォリオでいいと思います。

○川畑構成員 逆に、この前も質問したのですが、医療施設で患者さんに会うことは、今後させていただけるようになるのでしょうか。

○中嶋構成員 今でもやっているところが多いと思いますし、そういう意味では問題ないのではないか。要は、実習施設はそれなりの指導者とプログラムがなければいけないわけですから、その施設でのプログラムを組むときに、そういう形で入れ込むということが担保されれば大丈夫なのかなと思います。

○北村座長 これは司法と違って厚生労働省マターになるので、もし厚生労働省の文章としてこれが決まったら、その実現に御努力いただけるものと思っていますので、大丈夫だと思います。

そうしたら、実習のことはまあまあ目先がついたということで。

どうぞ。

○沢宮構成員 大学における必要な科目のA心理学基礎科目に①「公認心理師の職業倫理」という科目がございます。これは公認心理師としてのプロ意識を育む、すなわちプロフェッショナルリズムの何たるかを教える科目かと考えています。プロブレム・ベースド・ラーニングなどを通して学んでいくのが望ましいかと思いますが、「公認心理師の職業倫理」という科目名ではやや意味が狭い気がいたします。もともとは「公認心理師概論」だったのが「職業倫理」と変わったわけですが、もう少し膨らみのある科目名のほうがよいのではないのでしょうか。今すぐには思いつかないのですが、もとの「公認心理師概論」のほうがまだフィットするのではないかと思います。

○北村座長 今、医学の領域ではやっているのはプロフェッショナルリズムです。公認心理師のプロフェッショナルリズムでもいいかもしれません。概論というのは、この前も申し上げましたけれども、医学概論で教えていたのですが、最近はやらないので。

それから、価値観という言葉が研修医が使うやに聞いています。だから、「公認心理師の価値観」と言うと、なおわからないですね。確かに、いま一度検討しましょう。

さて、時間の都合もあるので。

○川畑構成員 1点だけ済みません。科目の「心理アセスメント」なのですが、これは「アセスメント」という言葉の問題もちょっと含んでいたのですが、心理のアセスメントは対象が家族関係、その人の性格、レジリエンスとか、自我の強さとか、それから防衛、コーピングスタイル、そういったもの全体を含めてアセスメントする対象で、その方法としては観察、面接、そして検査というふうにならぬいろいろな手段があります。

ですので、今書かれている内容ですと、検査だけがアセスメントという形になってしまっているんで、もう少しこの内容は整理していただいて、心理アセスメントの対象範囲、心理アセスメントの方法、そして面接法、観察法、検査法、さらに各種検査という形の内容にさせていただくのがいいかなと思います。

○北村座長 ありがとうございます。「アセスメント」という言葉自体は最後にまたディスカッションするとして、内容に関して、また事務局のほうに先生のほうから御提案等をお願いします。

次に実務経験のお話です。資料5、たたき台を御説明いただけますか。

○松本主査 資料5をごらんください。「実務経験について（たたき台）」です。

まず、上に書いてございます四角の中の部分ですけれども、こちらは前回、北村座長のほうから御提案があった内容をそのまま書いております。

検討に当たっての整理としては、1から4番まで書いておりますけれども、1番はまず3年でプログラムをつくるという御提案がございました。議論の整理としては4つあって、1つ目はプログラムを認定する仕組み、誰がどういう基準で認定していくのかということ。2つ目がプログラムの中身、必要なのはどのような内容かということ。3つ目は、医療機関で作成することを想定していると思われるのですけれども、ほかのところではさまざまな理由からなかなか作成や実施が困難ではないかということ。4つ目が期間の換算方法。

以上の4点でございます。資料は以上です。

○北村座長 実務経験について、2号ルートの話です。3年としてはいかがかという御提案をしたのですが、どうでしょうか。もう一つはプログラムを組んで入っていただく。ただ、その施設に漫然と3年勤めた。でも、心理相談は3カ月に1人来たかなみたいなのでいいのですかというので、プログラムがあって、指導者はどこの誰で、予想される経験は自分の施設で何例、場合によってはどこかの施設に1カ月出してもらって、そこで何例を経験して、こういうものを到達する予定みたいな、ローテーションスケジュールと指導者、そして到達目標というか、経験目標みたいなものを書いたものをプログラムと呼ぶとして、それに当然、うちの病院は公認心理師の受験資格を取る人、このプログラムに入る人は年間2人までとか、そういうのを出していただいて入る。

そうしたら、厚生労働省のほうから、プログラムを評価するのは誰ですかなんていうこ

とを言われました。

それから、病院ならプログラムはつくれるけれども、それ以外の施設、教育分野とか、産業分野とか、そこで働いている人が、ここにいて3年したら受験資格がありますかというような希望があるかもしれないのですが、そのときにどうだろう。病院は研修医とか医者の教育でいろいろあるのでつくれるとは思いますが、それ以外はプログラムなんてつくったことがないから。でも、文科省にお願いして、プログラムのつくり方ぐらいは教えてくださいよね。だから、もしそういう人を受け取りたいという施設があれば、プログラムの指導者講習会というのをやっていただければいいかなと思います。

どうぞ。

○吉川構成員 現職の現場としましては、例えば学部卒で公務員採用の心理職採用になった方、それから司法・法務分野で家裁の調査官、あるいは鑑別所の心理技官等々、このごろは学部卒でそのまま現場に入られる非常に優秀な方がいらっしゃいますので、そこでの初学の3年間のプログラムというのをしっかり出させていただくことで、これまでと同様に、学部卒で3年間で受験資格ということも可能になるのではないかと思います。既に実績がある専門的な業務をしている心理職の分野というのをまずリストアップしてしまう必要がある。それから、幅広い領域での研修プログラムのことも多少考えていただいたほうがいいように思います。今のままだと、病院とそれ以外というふうに加減にされてしまいますと、家裁の調査官にしろ、鑑別所の心理技官にしろ、かなり専門性が高い職であるにもかかわらず公認心理師受験資格が得られない可能性がございますので、そのあたりをよろしく御検討ください。

○北村座長 どうぞ。

○田崎構成員 その辺のイメージが、医療機関はわかるのですけれども、例えば家庭裁判所、要するにこのシステムというのは先輩が後輩を育てるところですよ。だから、プログラムをつくってくれる先輩に当たる人、要するに現任でちゃんと公認心理師が取れるような人がプログラムをつくってくれるという想定でいいのですか。家裁なら家裁で、あるいは鑑別所なら鑑別所で、そういう土壤があるのですか。

○吉川構成員 あるところにはあります。川畑さんのほうがお詳しいと思うのですけれども、例えば鑑別所なら鑑別所で、全国規模で研修を担当する専門官がおられると思いますし、都道府県市町村の心理職なら心理職で、やはりそういう機関もあると思いますので、各施設ではなく、かなり組織的にプログラムをつくるのが可能な職域があるということに今回は注意を向けていただければ十分かと思います。

○北村座長 プログラムをつくれますか。

○吉川構成員 そういう呼びかけをここでしていただいても、即答できないです。

○北村座長 つくれられないのではないかという意見もあって、つくれるのだったら、もうウエルカムでいいと思いますし、つくり方がわからなければ、教育の人がこうやるのだよと。まず定員を書いて、指導者を書いて、何か月やって、ここをやって、これの振り返りはこ

うやって、ポートフォリオを書いてというのを教えていただければ、プログラムになると思うのですが、できるのだったらそれでいいと思います。

○松本主査 裁判所とか法務省のほうには、事務局のほうからもお話を少しお伺いしております。福祉のほうもそうですけれども、実際にはプログラムをつくっていくというのは難しいのではないかというお話をいただいています。

ハードルとしては、もし大学院と同等のものを求めるという前提でプログラムをつくるということになると、一つの施設ではなくて、ほかの分野を経験するということをもし入れるとなると、特に行政機関、地方機関においては、公務員という立場上、外部に出て公務以外のことを行うということも難しいということですし、そもそもそこで実際にそれも含めたプログラムをつくっていくというのは難しいのではないかということがかなり大きな理由になっています。一つの施設の中だけですと、もう既に伝統的に研修とかをされていますので、そういう意味ではいいですけれども、今回の公認心理師を養成するためのものという意味になってくると、かなりハードルが高くなると思います。

○北村座長 整理したいのは、今話しているのは、今から大学に入って卒業する人なので、今後この制度がいったら、そういうところは大学院を卒業して資格を持っている人を雇用するのではないかなと。現実、吉川先生がお話しのようなのは、現任者に公認心理師の資格を取ってもらうルートを考えるというところに相当するかなという気もするのです。

○吉川構成員 厚労省のほうに既に打診があったということですが、例えばそのときの前提に、大学院と同じレベルのカリキュラムというふうに言ってしまうと、それはハードルが高いということになるかもしれません。でも、初年度の3年間の間にいろいろな業種を体験するというのは、例えば見学的な意味合いでもいろいろな職場を回るということを実践されている現場もあると思いますし、もう一度幅広く現場のほうに投げかけていただいて、可能か不可能か検討していただきたい。

○北村座長 どうぞ。

○増沢構成員代理中垣氏 私も、つい数年前まで公務員の心理職として働いておりましたので、例えば何とか県の心理職として採用されました、あなたはこれからしばらく家裁の調査官の研修センターに行ってくださいということが発令できるか、業務の命令としてできるかという、非常にハードルが高いというか、余り考えられない。逆に、半年間の調査官の研修期間で、あなたは児童相談所に1週間行ってきなさいということがあったらすごいですがけれども、今それができるのかなと言われると、ちょっと難しいですし、受け入れる児童相談所や児童福祉施設にしても、来てもらって何をしようというところがあるかと思います。多分、現状は一時保護所や施設の自由時間に一緒に遊んでいてくださいというような対応になるのではないかと思います。なので、雇用形態をどうするのかというサービスの壁と、実際に受け取ったときに何をしてもらうのだらうというイメージがまだ現場には余り持っていてももらえないのではないかという危惧があります。

○北村座長 どうぞ。

○宮脇構成員 現場で実務経験をすることによって、さまざまな心理的な技能を向上させていくということは可能だと思うのですが、他領域、5領域とかいう領域をまたいでというのはかなりしんどくて、他職種との連携を学ぶとか、他機関との連携を学ぶとか、そういうところで抑えていただくとか、その辺のところだったら可能性が十分あると思います。

○北村座長 大体そういうイメージで、5つ全部というのはなくて、もちろん大学院がメインルートです。2号ルートで実際動き出しそうなのは、病院に就職して、例えば4週間とか2週間で病院関係の福祉施設でやってくる。医療と福祉を経験した、あるいは近くの学校に寄せてもらって、学校のカウンセラーさんと一緒に行動したというようなことは、病院だったら許してくれるとは思うのですね。そういうのが2号ルートのメインになると思います。

吉川先生がおっしゃったように、大学を卒業して心理職として家裁に採用されたと。でも、やはり公認心理師の資格が欲しいなといったときは、かなりハードルは高くなるのではないかなと。

今もう就職して働いていらっしゃる方が公認心理師を取りたいというときは、現任者のところで何とかやってもらい、公認心理師の資格を取って家裁で働きたいという人は、もしお金があれば大学院も出ていただいて、公認心理師の資格を取って、家裁の就職試験を受けてもらえるのが一番いいかなという気もしますし、家裁やそういうところも資格を持った人を雇うように本来はなるのではないかなと。

○川畑構成員 私は、心理師の教育は基本的には大学院です。1号がメインであって、2号というのは、そういうケースもあって、そこで優秀な人材がいた場合にそれを救済するというか、むしろそういう道もあるということだったと思っていました。1号と同等に並ぶというようなイメージではなかったのです。けれども、今、進んでいる議論でいくと、2号ルートも1号ルートと同等にしていくというイメージが前面に出てきているのでしょうか。特に医療機関で心理師教育、研修を大々的に展開していくという想定があるのだろうか、ないのだろうか。

○北村座長 座長の話し方が悪かったのか、そういう意図ではありません。むしろ1号がメインで、法律で書かれている以上、2号ルートがあるとしたら、可能なのは病院に就職するくらいしか2号ルートは現実につくりにくいでしょうねというくらいで、決してみんなが病院に行って2号ルートをどんどん行くかといったら、病院だって資格のない人をそんなに雇えないですし、せいぜい毎年1人2人がいいところでしょうし、その能力のある病院も極めて限られていると思います。そういうことで、先生がおっしゃるような、1号ルートがメインになることは間違いはないと思います。

○川畑構成員 だとすると、ほかの領域のところはそういうプログラムを持つか持たないかという議論をそこまでする必要はないのではないですか。つまり、そういうところは手を挙げて、ぜひうちでもそういうのをしたいのだということが出てきたら、それは別に断

る必要もないでしょうし、1号と同等の形にさせていただくためにはどうしたらいいかということを考えていけばいいし、それは医療と全く同等に考えればいいのではないかなと思います。

○北村座長 座学部門がないのですけれども、2号ルートは座学はなしでよろしいですか。

○川畑構成員 それはまずいのではないですか。

○増田構成員 今の議論の中では、公務員の方とかは実務、実習は確かに難しいだろうと思うのです。それは理解できます。結局、座学の部分もしっかりとないと、基本は同じでも、やっていることが領域では違うので、そこは研修で補うことができるのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。座学というのは必ず必要だろうと思います。

○北村座長 それで御質問なのですが、大学院関係者の方、科目履修という座学教育の現場を提供できますか。

○黒木構成員 2つ方法があると思うのです。心理研修センターがプログラムを認定して、その中に心理研修センターが提供する講習を受けることを義務づけるというのが一つ。もう一つは、既存の大学院が同時に2号ルートも支援するという形で、すなわち、1号ルートの大学院が2号ルートの人たちを対象とした、義務づけられた講座を提供するというものです。その2つが考えられます。

○北村座長 集中しなくて大丈夫ですか。

○吉川構成員 集中講義等でよければ、夏休みの期間など、既に家裁の調査官のほうも座学も十分しておられるという状況だと思います。

○北村座長 そうしたら、少しは座学を入れないと、理論がない実践はまずいよねという言葉もありましたので、そちらの方向で考える。

では、時間もないので、今度は現任者です。資料の説明をお願いします。

○宮脇構成員 1点だけ。実習のところに戻るのですけれども、実習のときに教員が担当できる学生の数というのが、大学院のほうは5人に1人と書いてありましたが、それでいいのでしょうか。

○北村座長 大学院はいかがですか。

○宮脇構成員 大学院のほうですけれども、5人に1人は教員の負担が大きいのではないかなと思って。

○北村座長 学生3人に1人くらいのほうがいい、5人も面倒を見切れないと。

○宮脇構成員 私個人は3人ぐらいなのではないかなと思いました。確かに学部はもうちょっと持てるかと思うのですけれども、学部は教員の縛りはそんなに要らないと思うのですけれども、ついていく教員は10人であれば2人ぐらいはついていってあげないと大変だなと思います。

○北村座長 問題は、大学院に指導者資格を持ったような教員がちゃんといますかというか。

○川畑構成員 5人というのは、2学年を含めて全体の定員ですかね。

○北村座長　そうです。

○川畑構成員　たしか2学年を含めてという計算でした。例えば1学年が10名の定員だったら、5人に1人ですから、20人いるから4人ということですね。多分、現在そういうふうな割合だと思います。

○宮脇構成員　わかりました。

○北村座長　では、現任者のほうをお願いします。

○松本主査　資料6をごらんください。前回、現任者について余り御議論いただいていないと思いますけれども、この資料は前回の資料にプラスアルファでいろいろと記載しております。

まず、現任者の定義ですけれども、公認心理師法の附則第2条第2項に定める者ということにしておりまして、この法律の施行の際、現に法律に掲げている行為を業として行っている者であって、いろいろと書いております。講習会を修了した者、2つ目が省令で定める施設で5年以上、その行為を業として行った者です。

下に行きまして議論の整理ですけれども、こちらは1、2、3、4まで記載しております。まず、省令で定める施設の範囲をどうするか。2つ目は、期間の換算を現実的な方法としてどうしたらよいか。3つ目は、証明書の提出を求めることとしてはどうか。4つ目は、イ、ロ、ハに挙げているような場合の取り扱いについてどういうふうに考えるかということで、個人で業を行っていて、第三者による証明が難しい人ですとか、大学教員ですとか、また現に行っている者ではなくて過去に行っていた者をどういうふうに考えるかということでございます。

参考として、言語聴覚士の例を載せております。

資料の説明は以上です。

○北村座長　初めて出てくる話なので、できるだけ議論を整理しますが、現在、心理士として活躍されている方で、5年やっている人は受験資格があるというイメージです。これでややこしいのは、例えば自分で相談室をやっている人は、心理士をやっているといっても、やっていることをどうやって担保するのか。それから、心理学の大学教員であって、大学院の相談室にかかわっていれば、心理士として臨床をやっているということはわかりますが、そうではなくて教鞭だけとっている場合は、これに当てはまらないのですね。だから、受験資格がないのです。このような例外的な人をどうするかということと、週1回学校のカウンセラーに行っているという人に関して、5年、週1回行っていても、それは違うでしょうということなので、年間50週あれば、週1回だから5分の1だから、5掛けの5、25年いないと5年分にならないという計算になります。だから、この計算の仕方をどうするのかということがここに書かれております。

何か御意見はございますか。

○吉川構成員　議論に入る際の確認事項ですけれども、第2回に配られた「公認心理師の資格取得方法について」の一覧が非常にわかりやすいので、こちらの図をもとにしながら

確認させていただきたいと思います。第2回の検討会ワーキングチーム参考資料2の2ページ目がこの表になっております。

今、座長がおっしゃったのは、経過措置の中で、この中で言えば、一番右の附則第2条第2項に関して現任者としての実務経験5年のカウントの仕方について言われていると思うのですが、この一番右の附則第2条第2項に対応する人というのは、この経過措置の中で言えば、例えば点線の経過措置の対象者のうち一番左端附則第2条第1項の第1号及び第2号にあたる、施行前に大学院において省令で定める科目を履修した人は省かれます。つまり附則第2条第2項には該当しません。ということは、現在の臨床心理士の指定大学院のカリキュラムがほぼ公認心理師のカリキュラムの重なり具合によっては従来の臨床心理士の指定校の大学院を出た人は、実務経験と無関係に受験資格を持つというふうに考えてよろしいでしょうかという確認になります。

○松本主査 よくわからなかったのですが、少なくとも今議論しているのは、資料にも書いてあるように、いわゆる現任者は附則第2条第2項なので、一番右の部分だけですね。

○吉川構成員 そうすると、右の附則第2条第2項の現任者の受験ルート部分は、法律の施行前に大学院で省令で定める科目をすでに既に履修した人はこれには該当しないですね。

○松本主査 そうです。

○吉川構成員 そうすると、先ほど議論しました大学院のカリキュラムが、臨床心理士の養成指定大学院のカリキュラムで充当できるということが確認されれば、指定大学院を卒業した人は一番左端の附則第2条第1項ルートになるということになりますね。

○松本主査 こちらはまだ議論されていない部分です。その赤線が引いてある科目は、これから決める基本的な必要な科目をもとに決めていくこととなりますけれども、その科目がカバーできていればいいということになります。

○吉川構成員 そうすると、ここで科目の意味が重要になってくると思うのです。

○松本主査 ここは事務レベルのものなので、今はっきりとしたことは申し上げることはできませんけれども、従来の科目とこれから決めていく科目の対応をどうするかということが一つあると思います。そこはまだ今は何とも申し上げられません。少なくとも今の現任者の議論の範囲ではないです。

○吉川構成員 でも、多くの心理職の方に直接かかわってくると思います。公認心理師法に対する附帯決議の中で、今回の資格が現在の既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者が混乱しないようにという方向づけもありますので、そういうことを鑑みると、例えば一番左端を言いましたけれども、現在、履修中の人があるふうには救済されるかということも含めると、余り大きく齟齬がないように定めるとすると既にある大学院を修了した人がこの科目を履修した人と読みかえられる可能性があるとする、一応指定大学院を修了した人が受験資格を持つ可能性があるという理解でよろしいでしょうか。これは臨床心理士の合格者だけではなく、指定大学院を修了した人が該当する部分になると思うので、そういう状況を前提として、先に実務経験のカウントについての議論を行うということを確認

認させていただいた次第です。現任の心理職従事者が全員、現職証明を出す必要があるかどうか重要な問題になりますので。

○北村座長 もしわかれば、いわゆる心理の指定されている大学院の卒業生というのは何人ぐらいいるのですか。

○吉川構成員 毎年大体3,000人おります。

○黒木構成員 3万人を超えています。

○吉川構成員 大学院ですよ。大学院は修了生は毎年3,000人で、大学が3万人です。だから、大学院は3,000人。10分の1になります。

○北村座長 修了した人が3万人。

○川畑構成員 資格取得者が3万人。

○北村座長 その人たちが働いているか働いていないかにかかわらず、この点々四角の一番左端の要件を満たせば、受験資格が出そうな気はしますね。3万人。そして、実務経験は、大学院を出ていなくても心理をやっている人はたくさんいらっしゃるでしょうから、その人が5年いれば受けられると。これは何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○川畑構成員 これは何人ぐらい申し出てくるかによる。

○吉川構成員 実は、指定大学院制度以前に、いろいろな大学院を出て、あるいは出ずに、現職で最低5年以上の人たちに当初経過措置で臨床心理士の資格を出しておりますが、これは指定大学院修了相当とみなしての資格の発行ですので、もう既に臨床心理士資格を持っておられる方については、今、お話しになった左端と同等というふうにみなしていただく可能性についても検討いただきたいです。

○北村座長 これは何人ぐらいいるのですか。

○吉川構成員 年代から言うと20年ぐらいは。厳密な数字は調べられると思います。

○北村座長 それなりに結構な数がいらっしゃいますね。

○黒木構成員 トータルで言うと、以前の調査で推定したときは3万5,000人から4万5,000人の間。

○田崎構成員 上を見ると9万ぐらいの数字が出ている。

○黒木構成員 臨床心理士以外のいろいろな民間資格まで拾うとですね。

○田崎構成員 産業カウンセラーなんかもとると。

○黒木構成員 9万5,000人まで膨れ上がる。

○北村座長 また、文科省、厚労省ともお話しになりますが、これは資格を差上げるのではなくて、受験資格を差上げるのであるから、余りぎりぎりに縛らなくていいような気がします。そこそこの経験があれば。

ただ、自分で相談室を開いているような人をどうやってやるかというのは、何かいいアイデアがあったら教えていただきたい。そちらのところでは、ここの相談室はちゃんとやっているとか、相談室の評価はしていないのですよね。

○吉川構成員 はい。していません。臨床心理士としての職能に関する研修を継続的に

やっているということで、5年更新になっています。

○北村座長 なるほど。そういうところがちょっと難しい。

○奥村構成員 一つには、緩くはありますけれども、事業所登録というのがちゃんと税務的に社会とつき合っていますという証明になるのと、あと、組織率7割ぐらいなのですけども、臨床心理士会はホームページにそういう人の紹介欄をつくっています。ですから、そこには、言ってみれば最低限看板を外に出していますということにはなるかと思えます。

○北村座長 あと、大学教員で相談室なんかにかかわっていない心理の先生なんかはたくさんいらっしゃいます。

○増田構成員 大学の心理学という大枠でいくと、行動系とか基礎系の先生は基本的には相談室の運営にはかかわっていないということになります。臨床心理系の教員は、臨床心理のスーパーバイズだったり、ケースを持つこともあるし、臨床指導をしっかりとやっているということになります。

○北村座長 どうぞ。

○吉川構成員 制度として、臨床心理学の指導をしている教員は、附属心理相談室の室員として登録されるという制度がありますので、この室員のリストをもって、実際に附属心理相談室で臨床業務、スーパービジョンに当たっているという証明はできます。

○北村座長 室員は問題ないのですが、そうでない人が受験資格もないというと混乱を起こしませんか。大丈夫ですか。心理学科の教授が公認心理師の資格を持っていませんで大丈夫ですか。

○宮脇構成員 難しいところですよ。大学の先生方に話をすると、基礎の先生なんかで、「俺も受験せなあかんようになるのはかなわん」と言われる方と、「受験させてくれ」と言われる方もおられます。それはいろいろです。

施行された当日、「現にその仕事に従事している」という一文がありますよね。そのところも大きな問題ですよ。そのときに、きのうやめたのだという人はどうなるのかとか、その辺のところはいろいろに影響してくると思うのです。

前に、精神保健福祉士のときは「現に」というのがありまして、その当日はやめて大学の教員になっている先生は、もう一度専門学校に行かれて、私は現場にいたので、うちの現場に実習を受けにこられたこともありました。それはちょっとえぐいかなと思ったのです。何かいい方法を考えたほうがいいなと思えます。

○松本主査 先生からの御意見として頂戴して、そういった過去の事例もございますので、それも含めて整理させていただきたいと思えます。

○北村座長 このあたりはかなり例外的な事例なので、また細かいところは詰めるときがあると思えます。

時間も過ぎたので、最後に1つ、国家試験のたたき台をお願いします。

○松本主査 資料7です。「国家試験について（たたき台）」ということで、こちらも前回、座長のほうから発言があった旨を四角の中にまとめております。

ただし、下に議論の整理として書いているのですが、こちらの実施に当たっては、実際には試験事務を執り行う機関というものがございまして、そちらのほうで試験の作成とか、もろもろの事務を行っていただきますので、かなり細かい部分についてはそちらとの調整ということにもなるかと思っておりますので、大きなところを議論していただければと思います。

2つ目、ケース問題を半数程度ということで御意見がございましたけれども、こちらは可能かどうかということも含めて、実際、作成過程においても検討する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○北村座長 時間を計算したら、1日何時間の試験になるとおっしゃっていましたが。

○松本主査 前回、参考資料としてほかの国家試験を載せていますけれども、1日間でするとして、今やっている国家試験の中で、上限としては管理栄養士は1日間でやっておりますけれども、こちらは午前、午後を足して305分です。また、医師国家試験は3日間あるのですけれども、最終日が今のところが一番大きくて335分になっておりますので、大体1日間でできる上限としてはこの辺が目安かなと考えます。

○北村座長 300分、いわゆる6時間くらいが妥当と。1題1分の問題だったら300問。症例問題なんかを入れるから、150~200問というところですか。ある程度、精神的にタフでないと心理師になれない。

これは何か御意見はございますか。

○宮脇構成員 ケースの問題というのは非常に重要だと思うのですが、実際につくるといのはかなり難しそうなのがするのです。これは間違い、これが正解というのが、実務を経験した人ほど迷うだろうなという感じがしまして、その辺がどうなのかな、どれぐらいの問題がつかれるのかなと思います。

○北村座長 どうぞ。

○丹野構成員 今の臨床心理士の試験の「事例問題」を見てみたのですが、毎年100問以上の国家試験の事例問題をつくるというのは相当大変で、多分無理だろうと私は思いました。

アセスメントとか法律、あるいは診断とか、そういうものに関する事例問題（ケース問題）というのは割とつくりやすい。しかし、介入や心理療法に関してはやはり学派によって全然違うので、つくれるとしたら一般的な対応の常識的な問題しかつけれない。それを例えば50問とかを毎年つくるといのは相当大変です。後で問題を公開したときに、いろいろな人から批判を受けて、正解はないとか、間違っているというような、そういう不適切問題が出てきたら、国家試験は大変なことになるわけです。精神保健福祉士の方に聞いたら、そういう問題は毎年何問かあって、受験生は不適切問題があると全員正解になるのでむしろ喜ばしいというか、ハッピーだそうなのですが、しかし、国家試験としてはそういう不適切問題が出てくるのは非常にみっともないし、信用度を下げる。そこで、ここ

に書いてある箱の下の「検討に当たっての議論の整理」の2番、「出題割合を試験作成過程で、つまり指定試験機関で検討する」ということですよ。それをぜひ明記していただきたい。この四角の中だと、「ケース問題は半数、50%」と固定されてしまっているような印象があるので、ぜひこの2番を明記していただければと思います。つくればつくるとは、無理だったら余り無理しないほうがいいということではないかと思えます。

○北村座長 一般国民から言うと、2つ希望があります。1つは、無理とは思いますが、倫理的な問題も入れてほしい。それは100%の正答率でも構わないと思えます。例えばお金持ちを優先してカウンセルするとか、あるいは心が悩んでいるのでつぼを売ってあげたとか、そういう絶対起こらないような問題をもしつくれるならばつくっていただきたい。

2番目は、正解がないのはわかるのですが、相談する人によって心理の場合は正解がないからばらばらなのですか、ある意味サイエンスではないのですかという疑問に対して、しっかり答えられる問題をつくっていただきたいと思えます。

○丹野構成員 その場合、エビデンスがあるような領域だと、それに従って作りやすいのですけれども、エビデンスのない領域はつくりにくいですよ。

○北村座長 どうぞ。

○黒木構成員 医師国家試験がそうですけれども、精神医学の問題はつくりにくいですよ。ですから、身体科の領域で遭遇するせん妄とか、認知症、鬱病、そういう問題が出しやすいわけで、それでも最近は摂食障害なども国家試験の中に出ます。

私は、国試を作成する委員の中に、他職種の人も含めることによって、ジェネラルな観点から問題を作成していくプロセスが担保されるといいのではないかと思えます。

○北村座長 医師や保健師や、そういうところの問題をつくった経験がある方も、最初のうちでも入っていただいたらいいと思えます。

それと、クライアントの安全を確保する、こういうことを言っている場合は、これは精神科のドクターにコンサルすべき例ですよという明らかなを出していただいて、うちへ帰すみたいなのを間違いにさせていただくとか、いろいろな工夫をして、初めからギブアップしないで。よろしくをお願いします。

では、国家試験はこんな方向で、「ケース問題を半数程度とする」というのを「ケース問題を多く取り入れる」くらいにしておきましょうか。可能な限り多く取り入れるというようなことにする。

もう一つ、用語。資料3。ここに書いてあるのを用語のところだけ説明していただけますか。

○松本主査 資料3の3ページですね。「3. その他」に「アセスメント」と「コンサルテーション」というのを挙げています。ほかにもあるかもしれませんが、もしあれば事務局までお知らせください。

「アセスメント」については、先ほど川畑構成員のほうからも言及があったと思うのですが、アセスメントの範囲はどういうものかということです。いろいろな職種が「ア

セスメント」という言葉を使っている、それぞれ指す範囲が異なると思います。例えば医師ですと、「アセスメント」という言葉に医行為も含まれますので、それと同じというふうになると少しぐあいが悪いということの趣旨も含めて、アセスメントの範囲を一度整理していただきたいということです。

「コンサルテーション」ですけれども、医師とか既にある医学教育モデル・コア・カリキュラムの中で「コンサルテーション」という言葉が使われておりますけれども、一般的に病院ではほかの診療科への相談ですとか、診察の依頼という意味で、「コンサルテーション」という言葉が用いられておりますけれども、こちらは心理に関する支援という場においては、どちらかという、当事者、クライアントの関係者に対する心理的な支援であったり、助言ということを指してコンサルテーションという意味で過去の議論でも少し使われたところがあるのではないかと思いますけれども、もしこちらの意味と違うということであれば御指摘いただきたいですし、既に使われている「コンサルテーション」という言葉がありますので、それと違う意味で使うというのは難しいのではないかと思います。

○吉川構成員 考えるに当たって、特別な専門知識を持つ者がほかの専門職の人に専門知識を提供することをコンサルテーションというふうに私たちは使っているのですけれども、医師の場合、他科にコンサルを求めるというのは、他科の専門知識を提供願うということですね。なので、例えば教員にコンサルテーションという場合は、心理の専門知識を提供するのであって、教育の専門職としての先生は別の専門職なので、でも目線は同じなのです。専門職という特殊性、知識の違いはあるけれども、同じ横の関係で専門知識を提供するという意味で使っていて、その意味でお医者さんが他科の医師に対して使われるというのはよくわかるのですが、例えば心理職の専門知識をお医者さんに提供する場合、コンサルと言ってはまずいという前提があるのであれば、言葉をかえなければいけないということになります。

○北村座長 そうではなくて、彼女が言うには、相談室のクライアントさんにインタビューしている、これをコンサルテーションと言っているのではないか。

○吉川構成員 言わないです。

○川畑構成員 英語では言うのです。最初の相談を受けて、こういう問題ですね、こういうことがいいかもしれませんとか、この問題については精神科を受診されたほうがいいのではないですかという、最初の相談部分をコンサルテーションと言い、その後のカウンセリングとかサイコセラピーと分けて使うという使い方が英語ではあるのです。

日本語の場合は、他の専門家にといいるときはコンサルテーションと、当事者あるいは関係者に対する場合、助言。ただし例えばクライアントが組織である場合、EAPであるとか、そういう場合、会社に対してコンサルテーションするという使い方をするので、その場合は、他の専門家というよりは、クライアントに対してコンサルテーションするという使い方はします。

行為は、専門知識から助言するというのがコンサルテーションの最も広い定義です。

○北村座長 「コンサルテーション」という言葉を使わないで、今後、報告書を書けそうですか。無理ですか。

○川畑構成員 言葉を分けるとしたら、「専門的助言」ということですか。

○北村座長 「専門的助言を求める」とか、「専門的助言を提供する」ということで、そのところはいけますよね。

そうしたら、とりあえず使わないでやってみましょうか。

「アセスメント」はどうですか。精神科は診断のことをアセスメントと言うのですか。

○中嶋構成員 これも、いわゆるカテゴリーカルなもの、診断的フォーミュレーションと言われるものと、両方を含んでいると思います。

○吉川構成員 「臨床心理的アセスメント」で何ら問題はないと思います。

○北村座長 それをつけていただければいいですかね。「臨床心理的アセスメント」という使い方に決めていいですか。くどくないですか。大丈夫ですか。あるいは「心理的アセスメント」という使い方で行くということで、「アセスメント」だけでやると誤解を招く。

○吉川構成員 そうですよ。心理的コンサルテーションもあるということですね。

○北村座長 これはちょっと危ない。「アセスメント」を使う場合は「心理的アセスメント」として使うということで、とりあえずやってみましょう。

○川畑構成員 あ、でも、「コンサルテーション」という言葉を使えなくなるのは、業務上、困るかも。

○北村座長 報告書だけです。我々が今からまとめようとする報告書においてです。それだけです。この世の中から消すなんていうことはありません。

よろしいですか。一応用意した話はこれだけですが、全体を通じて何かここだけは言っておきたいとか。

○奥村構成員 さっき申し上げた「福祉心理学」のところ、心理的特徴のところを心理社会的課題としていただきたいのです。障害者の方も高齢者も、家族とか地域との関係の中でいろいろな課題が生じるので、心理社会的課題としていただいたほうがいいと思います。

○北村座長 どこかで家族心理学みたいなものも入れてほしいということも聞きましたが、もし入るところがあったら、そういうのも。ありますか。

○丹野構成員 「社会・集団心理学」の3番に「家族や集団」が入っています。

○北村座長 それとの並びですから、さっき言ったところも社会心理的課題。心理社会的課題。

○奥村構成員 あと、発達のところですけども、母子関係とか家族との関係での発達の問題みたいなものが見えにくいので、もし入れるところがあったら入れて。

○北村座長 家族心理という言葉が入ればいいですか。

○奥村構成員 母子関係の発達というのは、対象関係の発達という、大学院で学ぶようなことなのかなと思うのですが、そこのところの観念がないと、なかなか難しい人の対応は

ぶれてしまうので、その勉強をどこかでできるようにしておいたほうがいいと思うのです。
○北村座長 母子というのは、実は使いたくないのです。父子がいると言ってくる人がい
そうなので、親子ならいいですけども、親子ならいいですか。ちょっとイメージが違
いますか。親子と母子は違いますか。

○奥村構成員 早期対象関係とか、そういう言葉を多分。どこにもないので。

○北村座長 また、できるだけ包括した言葉でいきましょう。

ほかはありますか。

随分時間が過ぎたので、これできょうのところは終わりにしたいのですが。

では、最後に。

○吉川構成員 経過措置の対象ですけども、現任であることで、先ほど例えばスクール
カウンセラーは週1回勤務していますが、ずっとその業務を非常に集中力を持って勤務し
ている人もおられるわけですね。それを果たして25年の勤務を要すると言えるのかどう
か。それは、常勤の現任であることを優先して受験資格を与えるのか。実際に過去に学ん
できたことや職歴があることを考慮して受験資格を与えるのか。そのあたり、大きな方向
性を示していただければありがたいと思います。

○北村座長 おっしゃるとおりだと思います。大きな方向性というのは、資格を与えるの
ではなくて、受験資格を与えるということですから、決してぎちぎちにかたくなくていい
のではないかと思います。世間一般が当然受験していいのではないのと。だから、25年な
んて逆に怒られてしまいますね。週1回でも、2倍の10年ぐらいやっていれば、当然オー
ケーというのが常識ではないですか。それも受験資格ですから。だから、そんなにぎちぎ
ちにしないでいいという気はします。

では、終わりにしたいので、事務局からどうぞ。

○松本主査 次回の日程ですけども、最初にスケジュールのところで御説明しましたと
おり、次回は2月22日を予定しております。今回、議論いただいた中で、いろいろ先生方
からの具体的に整理をお願いした部分もあるかと思いますので、適宜事務局まで御連絡く
ださい。

詳細な次回の日程、場所等については、別途御連絡させていただきます。

○北村座長 どうもありがとうございます。